

**令和 7 年度地域 IT 人材確保支援イベント運営事務局業務委託
仕様書案**

1 業務委託名

令和 7 年度地域 IT 人材確保支援イベント運営事務局業務

2 業務の目的

令和 6 年 3 月策定の「仙台経済 COMPASS」において、「D X による経済成長と暮らしやすさの向上」を重点プロジェクトの一つとして掲げ、デジタルイノベーション人材の確保・育成に取り組み、学生と ICT 関連企業のマッチングの機会を拡大するとともに、首都圏等からの UIJ ターン就職促進に向けた情報発信等を通じて、企業の D X を牽引する情報サービス産業における人材確保を支援するとしている。

本業務は、上記を受け、地域 IT 産業の普及啓発や地場 IT 関連企業・立地企業等の人材確保に向けて、令和 7 年度中に、地域教育機関と連携し、学生向けの IT 業界啓発イベント及び地域 IT 企業に関する情報発信等を実施するものである。

3 業務内容

(1) 学生向け IT 業界啓発イベントの開催

仙台の IT 業界で働く意欲の喚起を目的として、地域教育機関（大学、高等専門学校、専門学校等）と連携した学生向けのイベントを 3 回以上開催すること。ただし、下記①～⑦を満たす内容とすること。

- ① 登壇企業数は、イベント 1 回あたり 3 社以上とすること。
- ② 各イベントの参加者合計が、200 名以上見込めるイベントとすること。
- ③ 全てのイベントは、学生の参加促進の観点から、地域教育機関の講義内での実施や場所を活用するなど、地域教育機関と連携して実施すること。
- ④ 当日運営のほか、地元 IT 企業・地域教育機関等の選定・調整、運営マニュアル等の作成や参加者の募集・管理、イベントの広報、参加企業・参加者への事後アンケート等を行うこと。
- ⑤ イベントのテーマ・内容については、学生のニーズを把握した上で決定すること。
- ⑥ 学生及び地元 IT 企業の参加を促進する工夫や地元 IT 企業の認知度を向上させる工夫を提案の上実施すること。
- ⑦ 実施内容、時期、回数、会場等具体的に提案すること。

○ イベント例（※下記に限らず提案可能）

- ・地域教育機関の講義室を会場とした地元 IT 企業によるトークセッション
- ・地域教育機関の講義と連携した地元 IT 企業によるワークショップやトークセッション
- ・「文系のための IT 業界研究」をテーマとしたトークセッションやセミナー
- ・仙台で働く地元 IT 企業の社会人と学生が交流できるイベント

(2) 地域 IT 企業に関する情報発信の実施

3（1）のイベントに参加した学生が、地域 IT 企業の情報に継続的に触れる機会を提供することを目的とした情報発信を行うこと。ただし、下記①～③を満たす内容とすること。

- ① 掲載企業数は 20 社以上とすること。
- ② 掲載企業向けの募集案内を作成すること。
- ③ 掲載企業の選定は本市と協議の上で実施すること。

○ 情報発信の例（※下記に限らず提案可能）

- ・仙台市が運営する就活ポータルサイト上で、地域 IT 企業を紹介するページを作成する。
- ・オウンドメディアを活用し、地域 IT 企業や関連イベントを紹介する情報を発信する。

(3) アンケートの作成・実施

参加者及び参加企業へのアンケートを実施し、集計結果を発注者へ報告すること。

(4) 実績報告書の納品

各イベントの実施報告書をA4縦の電子データで各イベント終了後1ヵ月以内に納品すること。

(5) その他

- ・3(1)及び3(2)の各事業を効果的かつ円滑に進行するための内容の企画、協力企業・出展企業・登壇者、地域教育機関等との調整、当日の運営及び運営従事者の手配を行うこと。なお、各実施内容については、発注者と協議し決定すること。
- ・各イベントを実施する際には、事務局や登壇者等のために会議室及び備品（バックパネル、マイク及び登壇者へ提供する飲料水等含む）の手配等を行うこと。
- ・オンラインでの配信を行う場合、最適なオンライン会議ツールを選定すること。
- ・オンラインでの配信を行う場合、事業終了後にアーカイブ配信を行うこと。
- ・イベントタイトルやキャッチフレーズは、発注者と協議し決定すること。
- ・ウェブシステムの運用及びサーバの管理を適正に行うこと。また、システム障害時は、速やかに対応すること。
- ・コンピューターウイルス対策等セキュリティ面での対策を十分に講じること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティ・ポリシーに従い、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・受託者は、別添「個人情報の取り扱いに関する特記事項」および「行政情報の取扱に関する特記仕様書」を遵守することとし、これに変更があった場合は、これに適合するように必要な措置を講じること。
- ・個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに市へ報告し、対応策を協議すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

【参考】令和6年度事業概要：<https://www.city.sendai.jp/seichosangyo/chiikiitjinjizai.html>